

昭和二十三年法律第二百一十号

医師法

目次

- 第一章 総則(第一条―第一条の二)
- 第二章 免許(第二条―第八条)
- 第三章 試験(第九条―第十六条)
- 第四章 研修
 - 第一節 臨床研修(第十六条の二―第十六条の八)
 - 第二節 その他の研修(第十六条の九―第十六条の十一)
- 第五章 業務(第十七条―第二十四条の二)
- 第六章 医師試験委員(第二十五条―第三十条)
- 第七章 雑則(第三十条の二・第三十条の三)
- 第八章 罰則(第三十一条―第三十三条の三)

- 第一章 総則
 - 第一条 医師は、医療及び保健指導を掌るることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
 - 第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という。)、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
- 第二章 免許
 - 第二条 医師にならうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
 - 第三条 未成年者には、免許を与えない。
 - 第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
 - 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
 - 三 罰金以上の刑に処せられた者
 - 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関する犯罪又は不正の行為のあつた者

- 第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。

- 第六条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。
 - 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。
 - 3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 第七條 医師が第四号各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 戒告
 - 二 三年以内の医業の停止
 - 三 免許の取消し

- 前項の規定による取消処分を受けた者(第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつた者として同項の規定による取消処分を受けた者)にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。

- 第八条を(除く。)の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県」と、同法第三項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

- 都道府県知事は、第四項の規定により意見の聴取を行う場合において、第五項において読み替へて準用する行政手続法第二十四條第三項の規定により同条の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

- 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 厚生労働大臣は、当該処分決定をするときは、第七項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

- 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

- 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節(第二十五条、第二十六条及び第二十条)

- 事に対して、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。
- 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
 - 二 当該処分の原因となる事実
 - 三 弁明の聴取の日時及び場所

- 厚生労働大臣は、第十項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へて、同項の規定を適用する。

- 第十一項(前項後段の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

- 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十項又は第十二項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

- 厚生労働大臣は、第四項又は第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
 - 二 当該処分内容及び根拠となる事実
 - 三 当該処分原因となる事実
- 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替へて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十一項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づくものでなければならない。
- 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場

合又は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七條の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を受けた旨を医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修を受けた者及び再教育研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修を受けた者については、再教育研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條の三 厚生労働大臣は、医師について第七條第一項の規定による処分をすべきかを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係る関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住居の届出等に関する必要な事項は政令で、第七條第一項の処分、第七條の二第一項の再教育研修

の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修を受けた者について、書換交付及び再交付に必要事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験

第九條 医師国家試験は、临床上必要な医学及び公衆衛生に關して、医師として具有すべき知識及び技能に關して、これを行う。

第十條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

2 厚生労働大臣は、医師国家試験又は医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十一條 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者

二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に關する実地修練を経たもの

三 外国の医学学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第十二條 医師国家試験予備試験は、外国の医学学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 医師国家試験又は医師国家試験予備試験に關して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第四章 研修

第一節 臨床研修

国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2 前項の規定による指定は、臨床研修を行うとする病院の開設者の申請により行う。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二 臨床研修の実施に關し必要な施設及び設備を有していること。

三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に關する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うに關して不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廢の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第三項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六條の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院）をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六條の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六條の四 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、その業務に關し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第十六條の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対し、その業務に關し報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第十六條の五 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六條の六 厚生労働大臣は、第十六條の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修を受けた者及び再教育研修を受けた者及び臨床研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

第十六條の七 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の八 この節に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の三第一項及び第三項の研修医の定員の定め、第十六条の六第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 その他の研修

第十六条の九 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に關する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に關する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に關する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の十一 厚生労働大臣は、医師が医療に關する最新の知見及び技能に關する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があるとき認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に關する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の

実施に關し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に關し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じよう努めなければならない。

第五章 業務

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十八条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一條 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第二十二條 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に當つていない者に対して処方せんを交付し、又は処方せんを交付する者又は現にその看護に當つていない者の交付を必要とし、又は処方せんを交付する者又は現にその看護に當つていない者の各号の一に該當する場合においては、この限りでない。

一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
四 診断又は治療法の決定していない場合
五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができない者がいない場合
七 覚せい剤を投与する場合
八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

第二十三條 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十四條 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、五年間これを保存しなければならない。

第二十四條の二 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に關し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をすに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第六章 医師試験委員
第二十五條 削除
第二十六條 削除
第二十七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に医師試験委員を置く。

2 医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。
第二十八條 削除
第二十九條 削除
第三十條 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第七章 雑則
第三十條の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に

關する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十條の三 第六條第三項、第七條第四項及び第八項前段、同條第十項及び第十一項（これらの規定を第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、第七條第五項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七條第八項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第三十一條 次の各号のいずれかに該當する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十七條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十二條 第七條第一項の規定により医療の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医療を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三條 第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十三條の二 次の各号のいずれかに該當する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第六條第三項、第十八條、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者
二 第七條の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三 第七條の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは

は報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則 抄

第三十四條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第三十五條 国民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

第三十六條 旧法又は医師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧医師法という。）によつて

医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて医師免許を受けた者とみなす。旧医師法施行前に医療開業免許を得た者についても同様である。

2 旧医師法施行前医療開業免許を得た者の職業については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐さつ、特命全權大使又は満洲国の医師免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医療免許を受け、又は中華民國（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の医療免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十一月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十七條 旧法又は旧医師法による医籍の登録は、これをこの法律による医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧医師法によつてした医師免許の取消処分又は医療停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第四十條 旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又は旧医師法による。

第四十一條 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二

項の規定に該当する者は、第二条の規定にかかわらず、医師免許を受けることができる。

第四十二條 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第三百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一条の規定にかかわらず、医師国家試験を受けることができる。

第四十三條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第三条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。

第四十四條 国は、当分の間、都道府県に対し、第十六条の二第一項に規定する病院に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二十一条第一号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）においては、前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則（昭和二十四年五月二四日法律第六六号） この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年三月三一日法律第三四号） この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年六月二日法律第一七四号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年六月二四日法律第二三六号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月二五日法律第二一三三号） 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則（昭和二十九年四月二二日法律第七一号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年八月八日法律第一四五号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年八月八日法律第一四七号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年五月二五日法律第四七号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年五月二五日法律第四七号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年六月二五日法律第五一号） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の

表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十條及び第十一條の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表栄養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六條の七第三号にただし書を加える改正規定並びに第二條から第九條までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附則（昭和四六年一月二二日法律第一三〇号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年五月二二日法律第五五号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月二二日法律第五五号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月二二日法律第六九号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月二二日法律第六九号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十
条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四
月一日

(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
際現に医師免許を受けている者及び当該規定の
施行前に医師免許の申請を行った者であつて当
該規定の施行後に医師免許を受けたものは、第
二条の規定による改正後の医療法及び第四条の
規定による改正後の医師法の適用については、
同法第十六条の第四項の規定による登録を受け
た者とみなす。

(指定病院に係る経過措置)

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
際現に第四条の規定による改正前の医師法第十
六条の二第一項の規定による指定を受けている
病院は、第四条の規定による改正後の医師法第
十六条の二第一項の規定による指定を受けてい
る病院とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定については、当該各規定)の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するも
ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置は、政令で定める。

附則(平成一三年六月二九日法律第八
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
における障害者に係る欠格事由の在り方につ
いて、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を
勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律
に規定する免許の取消事由により免許を取り消
された者に係る当該取消事由がこの法律による
改正後のそれぞれの法律により再免許を与える
ことができる取消事由(以下この条において

「再免許が与えられる免許の取消事由」とい
う。)に相当するものであるときは、その者を
再免許が与えられる免許の取消事由により免許
が取り消された者とみなして、この法律による
改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定
を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年二月八日法律第一
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年六月二日法律第八
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規
定及び附則第三十二条の規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の施行の状況等を勘案し、この
法律により改正された医療法等の規定に基づく
規制の在り方について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて必要な措
置を講ずるものとする。

(再免許の交付に関する経過措置)

第十四条 施行日前に第四条の規定による改正前
の医師法第七条第二項の規定による取消処分を
受けた者に係る第四条の規定による改正後の医
師法第七条第三項の規定の適用については、な
お従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定)の施行前にした
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例
によることとされる場合におけるこの法律の施
行後にした行為及びこの附則の規定によりなお
効力を有することとされる場合におけるこの法
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前
条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一九年六月二七日法律第九
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則(平成二五年六月二四日法律第四
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
にあつては、当該規定)の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す
る経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成二六年六月二三日法律第六
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
(前条の規定によりなお従前の例によることと

される場合を含む。)により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定
める。

附則(平成三〇年七月二五日法律第七
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附
則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条
の規定 公布の日

二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規
定 令和二年四月一日

(検討)

第二条 政府は、医療の分野における国民の需要
が高度化し、かつ、多様化している状況におい
ても、医師がその任務を十分に果たすことがで
きるよう、学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第一条に規定する大学(附則第八条第
一項において単に「大学」という。)が行う臨
床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を
勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医
師法の規定について検討を加え、その結果に基
づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措
置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を
行うものとし、当該調査研究の結果を勘案し、

